

検討に当たっての基本的な考え方 【自然環境保全】(案)

令和7年2月4日
兵庫県まちづくり部公園緑地課



【あり方検討全体会での課題】

- ① 樹木管理に関する基本的なスタンスが整理されていない。
- ② 樹木管理を実施する際（計画策定前段階）の合意形成ルールが決まっていない。
- ③ 樹木管理を実施する際（工事着手前段階）の情報発信ルールが決まっていない。

【各県立都市公園での検討事項】

- ① 利用者・専門家等の声を取り入れた**ゾーニング図の作成**
（園内の樹木管理の基本的なスタンスを明確にし、公表）
- ② 樹木伐採に係る**合意形成のルール**の作成
（樹木伐採実施時（計画策定前段階）の公園利用者等への説明周知と意見聴取を実施）
- ③ 樹木伐採に係る**情報発信のルール**の作成
（樹木伐採実施時（工事着手前段階）の公園利用者等への説明周知を実施）

【丹波並木道中央公園の現状】

- ① 樹木管理については管理水準書に管理目標毎の区域分けがなされた図面や、具体的な管理内容が整理されているが、個別に配慮すべき対象等は整理されていない。
- ②③ 樹木伐採に係る合意形成ルール、情報発信ルールの整理がなされていない。

■ 留意すべき点 ■

- ・丹波地域では、「丹波の森宣言」（1988）以降、「丹波の森づくり」と呼ばれる地域資源を活かした住民主体の様々な取り組みが進展。当公園はその中核施設の一つであり、既存の活動への配慮が必要な点。
- ・もともと樹木伐採、利用がある程度想定されている公園である点。



（１）ゾーニングの作成について

- ・ 樹木管理に係るゾーニングは、管理水準書で定める樹木管理目標に応じたゾーニングをベースに整理する（ゾーニング図A）。
- ・ 個別に配慮する必要がある対象については、スポット的に図示する（ゾーニング図B）。

○樹木管理に係るゾーニング区分（案）（ゾーニング図A）

区分 (方針)	植生	目標像
生産林ゾーン (スギ・ヒノキの育成)	スギ・ヒノキ林	間伐によりスギまたはヒノキを用材林として育成する。
景観林ゾーン (広葉樹林に転換)	スギ・ヒノキ林	間伐により、広葉樹の育成を行う。
活動林ゾーン (人が立ち入れる混成林へ転換)	スギ・ヒノキ林	間伐及び下刈を行い、林内に入りやすいよう整備する。
花木林ゾーン (ツツジの開花するスギ・ヒノキ林、 コナラ林に育成)	スギ・ヒノキ林	間伐で林床を明るくし、ツツジの咲くスギまたはヒノキ林に転換する。
	コナラ林	間伐で林床を明るくし、ツツジの咲くコナラ林に転換する。
利用ゾーン (利活用状況に応じた管理を実施)	—	園路や広場等隣接する施設の利用状況に応じた適切な樹木管理を実施する。



■個別に配慮すべき対象について

- ・個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示。
- ・指定管理者は公園管理上留意すべき内容として、公園管理に活かす。
- ・図は、管理運営協議会等において継続して時点更新を行う。

背景

- ・自然環境には、それ自体の希少性に限定されない、多様な価値がある。
- ・自然環境の保全・保護に当たっては、面的な対応だけでなく、スポット的な対応が必要となる。

○個別に配慮すべき対象に係るゾーニング区分（案）（ゾーニング図B）

区分	内容	管理の方針
環境学習・自然観察に適したエリア	・棚田やため池で水生生物の観察ができる。	・生態系維持のため魚釣り、放流などをさせないよう注意喚起を行う。 ・棚田等を観察しやすいように、草刈りなどを行い立ち入りやすい状態を維持する。
	・コナラやコバノミツバツツジが自生しており、丹波の里山の植生が学べる。	・管理水準書に基づき適切に管理する。
希少種・注目種のあるエリア	・大型のアセビやコバノミツバツツジの群生が見られる。	・同上
	・狭いエリアで複数種のシダ植物を観察できる。	・既存の植物を保護するため、草刈りはなるべく控える。
山林・生き物探求エリア	・アカマツやスギ・ヒノキ等と照葉樹の林が交じり合う里山を散策できる。	・管理水準書に基づき適切に管理する。



○その他の樹木管理手法

※【管理水準書より引用】

高木剪定	自然樹形を活かすことを基本とし、樹木の健全な生育、園内景観及び利用者の安全上剪定が必要なもののみにについて行う。
中低木剪定	植樹目的にあわせた管理を実施する。花木は樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣はその設置目的に応じた剪定を行う。
施肥	高木であれば元肥、中低木及び花木においては樹木の生長に必要な養分のほか、開花後の樹勢回復のための追肥を適宜施す。
病虫害防除	巡視による早期発見につとめ、農薬の使用は極力抑える、病虫害発生時はスポット的な散布等により早急に対応する。
枯損木処理	周辺樹木、施設、工作物等を損傷しないよう、また利用者の安全確保も十分考慮し注意深く行う。

【丹波並木道中央公園での対応（案）】

○基本的には、**丹波並木道中央公園の樹木管理方針等を尊重し、管理水準書に基づいた管理を、現行と同様の方法で実施する。**ただし、以下の点については今後新たに対応するものとする。

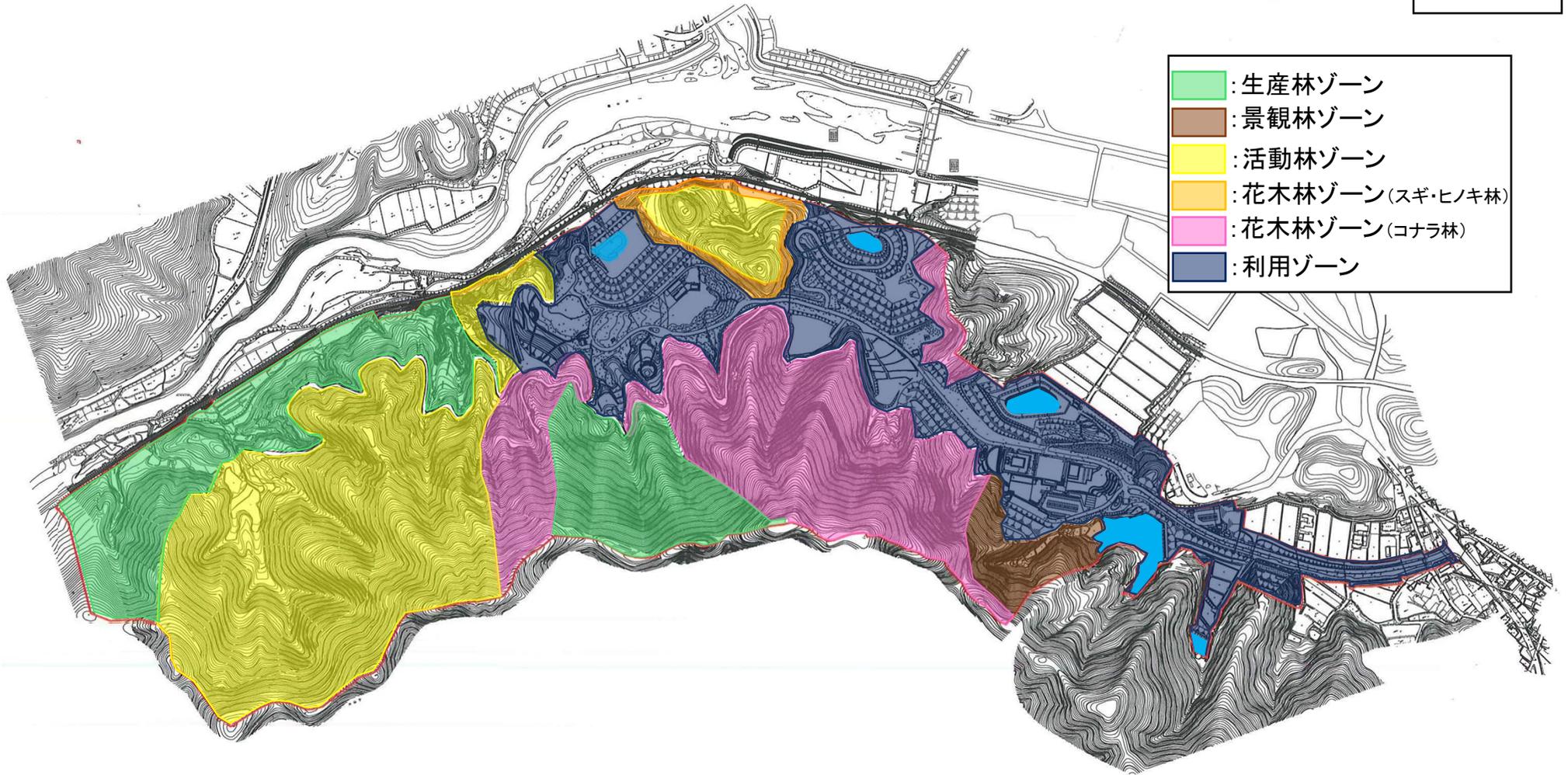
- ・個別に配慮すべき対象は、別途ゾーニング図Bを作成し、今後の公園管理で活用する。
- ・樹木伐採に係る情報発信は、年度末の円卓会議において次年度の伐採計画等を事前に説明する。

○今後**必要に応じて、円卓会議において協議のうえ、ルールを設定**する。

ゾーニング図A (案)



資料3-2



ゾーニング図B (案)



資料3-3

